

【平成31年度 敦賀市特定不妊治療費助成事業について】

◆助成の対象となる治療◆

- ・体外受精及び顕微授精（凍結胚移植を含む）
- ・福井県特定不妊治療費助成実施要綱で知事が定める指定医療機関において受けた治療
※ 知事が定める医療機関は随時更新されています。（県のホームページで確認できます）申請される方は、治療を受けておられる医療機関が、県の指定医療機関となっているかどうかの確認をされた上で申請ください。
- ・保険適用外の精巣内精子採取術（TESE、MESA、PESA、TESA）
※ 敦賀市特定不妊治療費助成事業の対象治療とあわせて申請する場合に限ります。

◆助成の対象となる方◆

- ・戸籍上の夫婦であって、申請をした日において、夫または妻の住民登録が1年以上引き続き敦賀市にある方
- ・福井県に申請をしていること（※福井県特定不妊治療助成事業の利用が優先となります。）
- ・市税を完納していること
- ・夫婦の所得の合計額が730万円未満であること（※福井県の申請要件に準じます。）
- ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること

◆助成の内容◆

- ・特定不妊治療については、申請1回につき10万円を限度として、年度内に3回まで助成を受けることができます。福井県の助成を受けている場合は、治療費からその額を差し引いた額で助成します。ただし、福井県特定不妊治療費助成事業による助成額が7万5千円の場合、助成上限額は5万円となります。
- ・男性不妊治療については、申請1回につき5万円を限度として、年度内に1回まで助成を受けることができます。福井県の助成を受けている場合は、治療費からその額を差し引いた額で助成します。

◆申請の手続きについて◆

敦賀市健康推進課（健康センター）にて申請の相談や受付をしています。特定不妊治療が終了した日の属する年度内に下記の書類を添えて申請してください。

- ① 敦賀市特定不妊治療費助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 特定不妊治療指定医療機関受診等証明書（様式第2号）
*医療機関に作成依頼して下さい。福井県特定不妊治療費助成事業の申請用の写しで可。
- ③ 特定不妊治療費の明細がわかる領収書（原本）*医療機関発行のもの
- ④ 夫婦の所得がわかるもの（福井県特定不妊治療費助成事業の申請用の写しで可）
- ⑤ 夫婦の納税証明書（完納証明書）
*敦賀市役所2階債権管理課にて交付を受けてください。この証明書は申請ごとに必要です。
- ⑥ 申請者の印鑑（シャチハタ不可）
- ⑦ 助成金の振込先の口座が確認できるもの（金融機関の通帳）
- ⑧ 福井県特定不妊治療費助成事業交付決定通知書の原本
- ⑨ 住民票及び戸籍謄本（夫婦で住所地が異なる場合で、敦賀市に住民票がない方のもの）
*①から⑧は申請者全ての方に共通して必要な書類です。
*⑨は申請者の方の状況によって必要となる書類です。

（男性不妊治療もあわせて申請する場合）

上記に加えて、下記の書類を添えて申請してください。

- ① 敦賀市特定不妊治療費（精巣内精子採取術費用）助成金交付申請書（様式第1号の2）
- ② 特定不妊治療指定医療機関受診等証明書（様式第2号の2）
*医療機関に作成依頼して下さい。福井県特定不妊治療費助成事業の申請用の写しで可。
- ③ 精巣内精子採取術費用の明細がわかる領収書（原本）*医療機関発行のもの
- ④ 福井県特定不妊治療費助成事業交付決定通知書（原本）
*精巣内精子採取術費用助成に関するもの

敦賀市福祉保健部健康推進課 (健康センター はぴふる) 電話 (0770) 25-5311
